

[illegible]

◎岡山県規則第一号

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護支援専門員の登録等に関する規則（平成十八年岡山県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「楷書で明瞭」を「楷書で明瞭」に、「新たに付された8桁」を「8桁」に改める。

様式第三号中「タテ」を「縦」に、「ヨコ」を「横」に、「楷書で明瞭」を「楷書で明瞭」に、「新たに付された8桁」を「8桁」に、「すべて」を「全て」に、「岡山県収入証紙貼付欄」を「岡山県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第四号中「新たに付された」を延べる。

様式第六号中「楷書で明瞭」を「楷書で明瞭」に、「新たに付された8桁」を「8桁」に、「岡山県収入証紙貼付欄」を「岡山県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第七号中「楷書で明瞭」を「楷書で明瞭」に、「新たに付された8桁けた」を「8桁」に改める。

様式第八号中

1	書換え事項	1 氏 名 2 住 所
2	登録番号	

を

1	登録番号							
---	------	--	--	--	--	--	--	--

「 3 」を「 2 」に改め、「新たに付された」を削る。

— — —

様式第九号中「汚損し又は」を「汚損し、又は」に改め、「新たに付された」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の介護支援専門員の登録等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

◎岡山県告示第六十五号

平成三十年二月二十三日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

平成三十年二月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

◎岡山県告示第六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ウィルケア 総社

2 所在地

総社市総社一〇〇一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ウィルケア

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区江崎一三五一

三 指定年月日

平成三十年二月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一五一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

◎岡山県告示第六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

しあわせ工房総社事業所

2 所在地

総社市駅前二丁目六一一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社フィル

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町川辺字外神楽一一七番地一

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四五七

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

◎岡山県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こすもすめゝる山手店

2 所在地

岡山県総社市地頭片山六五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社友野電気

2 所在地

岡山県総社市地頭片山六五―二

三 廃止年月日

平成三十年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇一六七

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

◎岡山県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 市場佐用線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市宮原字池ノ内五八四番一地先から 美作市宮原字奥たたら五九〇番一地先ま で	新	一一・五 二八・三	二四二・〇
美作市宮原字池ノ内五八四番一地先から 美作市宮原字奥たたら五九〇番一地先ま で	旧	五・四 一一・五	二四二・〇

◎岡山県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	市場佐用線	美作市宮原字池ノ内五八四番一地先から 美作市宮原字奥たたら五九〇番一地先まで	平成三十年 二月十六日

岡山県倉敷市連島町連島字稲木	一七三二番七	一号		
〃	〃	一七一五番	二号	
〃	〃	字新倉一八六八番三八	三号	
〃	〃	〃	一八六八番二九	四号
〃	〃	〃	一八六八番二八	五号
〃	〃	〃	一八六八番二三	六号及び七号
〃	〃	字妙見一七一三番	八号及び九号	
〃	〃	字稲木一七一四番	十号	
〃	〃	〃	一七二二番	十一号
〃	〃	〃	一七二〇番	十二号
〃	〃	〃	一七一八番	十三号
〃	〃	〃	一七三二番五	十四号及び十五号

◎岡山県告示第七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

山の鼻地区（追加）

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱
一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市広江二丁目二六九二番一	一号
二六九二番九	二号
二六九二番五	三号
二六七七番一	四号
二六九二番二〇	五号
二六七三番二	六号
二六三〇番一	七号及び八号（筆界未定）
二六三〇番二	
二六三〇番三	
二六七一番一	
二六七〇番一	九号
二六六九番一	十号
二六六九番二	十一号
二六八一番三	十二号
	十三号

〔六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	土地改良区の名称					
	滝谷池土地改良区					
二	退任役員					
	退任役員					
	氏名		住所			
	富田 健		岡山市北区建部町角石谷六一四―一			

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

〔六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備 平山新池地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 平山新池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年二月十六日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

岡山市北区役所

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（用排水施設整備 入江地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 入江地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年二月十六日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

笠岡市役所

平成30年2月16日 岡山県公報 第11965号

〔六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備 上見池地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 上見池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年二月十六日から同年三月九日まで

三 縦覧の場所

和気町役場

〔六六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇四一号 平成三十年二月七 日	浅口市鴨方町六条院中字上引堂五一 八八番四、五一八八番四地先水路	四・〇〇	三四・一七